

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 『土御門家記録』紙背文書の紹介

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000675">https://doi.org/10.57529/0002000675</a>

## 『土御門家記録』 紙背文書の紹介

堀越 祐一

### はじめに

國學院大學図書館に所蔵されている『土御門家記録』（貴重書二二〇八）は、朝廷に代々陰陽頭・天文博士として仕えた土御門家が所有していたものである。室町中期から江戸初期までの間における天変地異に関して、土御門家が朝廷や幕府に上申した勘文類を書写しており、概要は以下のようになっている。<sup>①</sup>

- 1 「家秘要録 天変地妖之勘草」（永享五年～応仁二年）
- 2 「家秘要録 天変地妖之勘草」（文安元年～宝徳二年）
- 3 「家秘要録 天変地妖之勘草」（長享二年～永正九年）
- 4 「家秘要録 天変地妖之勘草」（明応八年～天正十二年）
- 5 「家秘要録 天変地妖之勘草」（弘治二年～永禄二年）
- 6 「家秘要録 天変地妖之勘草」（永禄四年～天正十九年）

7 「家秘要録 天変地妖之勘草」(天正十三年～慶長十三年)

8 「家秘要抄」

9 「家道要録」

さて、もとよりこの『土御門家記録』は、中世における天文道について知ることのできる良質な史料であるが、実はこの史料は、文書の紙背を用いて書かれているものがあり、そこには、これまでまったく知られていなかった新出史料も数多い。その中には織田信長や豊臣秀吉と同時代のものと考えられるものが含まれており、信長の重臣であった丹羽長秀や、その長秀の家臣で、後に秀吉に仕えて「五奉行」の一人ともなった長束正家などの発給文書が確認できる。丹羽長秀と長束正家の文書については、すでに触れたことがあるが、『土御門家記録』紙背文書の全容や他の人物の文書については手つかずのままであった。そこで本稿では、これら紙背文書について紹介することとしたい。

## 一、概要

紙背文書は「家秘要録」全七冊のほぼ全般にわたって存在するが、現在、そのすべてを見ることができ環境にはないため、今回は第四冊にのみ触れることとしたい。

そこには、およそ三十五点の文書がみとめられる。しかし、「家秘要録」と墨が重なっている上に、冊子にする際に上下左右が裁断されているものも多く、極めて読みづらいものとなっている。また、人名も不明なものがあり、筆者の力量不足も相まって、未読の文書が多い。以下に、判読可能かつ人名もたしかかな文書の一覧を順に掲げる。

① 丹羽長秀書状(天正十一年) 閏正月三日付、土御門久脩宛

② 土御門久脩書状(年未詳) 二月二十日付、「寺次様」宛

- ③ 土御門久脩書状（年未詳）二月二十日付、「伊与守殿」宛
- ④ 中山慶親直書（年未詳）三月十一日付、土御門久脩宛
- ⑤ 長東正家書状（年未詳）十二月二十九日付、土御門久脩宛
- ⑥ 丹羽長秀書状（年未詳）十二月二十九日付、土御門久脩宛
- ⑦ 早崎小伝次書状（年未詳）二月十六日付、土御門久脩宛
- ⑧ 丹羽長秀書状（年未詳）二月二十五日付、土御門久脩宛カ
- ⑨ 長東正家書状（年未詳）二月二十五日付、土御門久脩宛
- ⑩ 早崎小伝次書状（年未詳）二月□日付、土御門久脩宛カ

さて、一読してわかるように、大半が武家から土御門久脩（一五六〇～一六二五）に宛てられたものである。久脩は、戦国末期から江戸初期にかけての土御門家当主であった。久脩に書状を送っている武家は、丹羽長秀とその家臣に限定されている。長秀は、永禄十一年（一五六七）織田信長の上洛後から、たびたび京都の行政に関与していたから、久脩と接点があるのは首肯できる。

ところで丹羽家臣としては、長東正家の存在はよく知られていたが、早崎小伝次も同じく丹羽家臣であったことが判明したことは興味深い。早崎氏というと、早崎家久の名前が多少知られている。家久は秀吉の「琵琶湖奉行」だった人物で、天正十三年（一五八五）には秀吉から近江国蒲生郡内で二〇〇石を与えられている<sup>⑥</sup>。小伝次はその同族と考えられるが、同年九月一日には、秀吉から摂津国太田郡内で一〇〇〇石を与えられていることが確認できる<sup>⑦</sup>。その後、小伝次の名は史料にみられなくなり、一方で家久の名は散見される。天正十三年時点での知行地を比較すると、あるいは小伝次の方が早崎家の惣領筋であったのかもしれないが、近江国浅井郡には早崎という地名もあり、元来は近江

を本貫地とする一族だった可能性が高い。信長の時代、長秀は佐和山城とその近辺の土地を与えられているから、小伝次はその際に臣下となったと考えるのがもつとも自然であろう。小伝次の発給文書は、これまで一点も知られていなかったが、ここに二点の文書が確認された。内容的に、長秀の家臣であったことは疑いなく、また長秀に対して進物を披露し、それに対する謝意を述べている点を考慮すると、丹羽家中でもそれなりの地位にあったことが窺われる。小伝次も長束正家と同様、長秀没後に秀吉の直臣に取り立てられたのであろう。

## 二、釈文

### ① 丹羽長秀書状（画像1）

為御音信菓子」一折送給、怡悦之至候、「誠以御懇意、難謝候、「旁期後音候間、「不具候、恐々謹言、

惟五左

壬正月三日 長秀（花押）

土御門治部大輔殿

### ② 土御門久脩書状（画像2）

態令啓候、仍其口長々」御普請、御大儀共存候、「尤參御見舞可申入候へ共、「禁ヨリ御祈祷」被仰出、不得隙候間、以書状」申入候、為御音信うとの」ひけこ一ツ令進覧候、「何様參御見舞、可申入候、「恐々謹言、

土御門

二月廿日 久脩（花押）

寺次様

参 人々御中

③ 土御門久脩書状（画像3・4）  
尚々、其方之」様子承度候、

先日者御返礼、「殊更珍敷」荒卷、祝着」之至存候、仍其方」長秀様御越之」儀候間、御取乱」令察申候、我等も」長秀様御逗留」御座候者、以参拜」可申入候間、其刻者」■以参可申候、「其方様子口状」具可承候、奉」伝存候、猶使者」申含候也、

二月廿日 久脩

伊与守殿

④ 中山慶親直書（画像5）

誠久不能廻向候之处、「珍札本望之至候、尤」中納言御返事可申候处、「自去月俄雜賀<sup>江</sup>」下向候之間、如此候、其元御」普請之由、御機遣察候、「然者御煩之旨、無心元存候、「仍 御兩御所様<sup>江</sup>海雲」御進上候、即令披露候之」处、御祝着之旨、相意得」可申由候、殊私へ■<sup>其</sup>□御上洛待人申候、必」<sup>其</sup>節以面可申述候也、

三月十一日 慶親

治部大輔殿

## ⑤ 長束正家書狀（画像6）

御嘉例新曆■、拙子へも同一巻并「鳥一被懸御意、過分候、」併不相替目出度存候、「猶來春早々御慶」可申入候、恐惶謹言、

長束新三郎

十二月廿九日 正家（花押）

土治様

□報

## ⑥ 丹羽長秀書狀（画像7）

例年新曆調給候、「□以畏入候、無音候間、」來春委細可申入候、「尚又■立申候、恐々謹言、

惟五左

十二月廿九日 長秀（花押）

治部大輔殿

御返報

## ⑦ 早崎小伝次書狀（画像8・9）

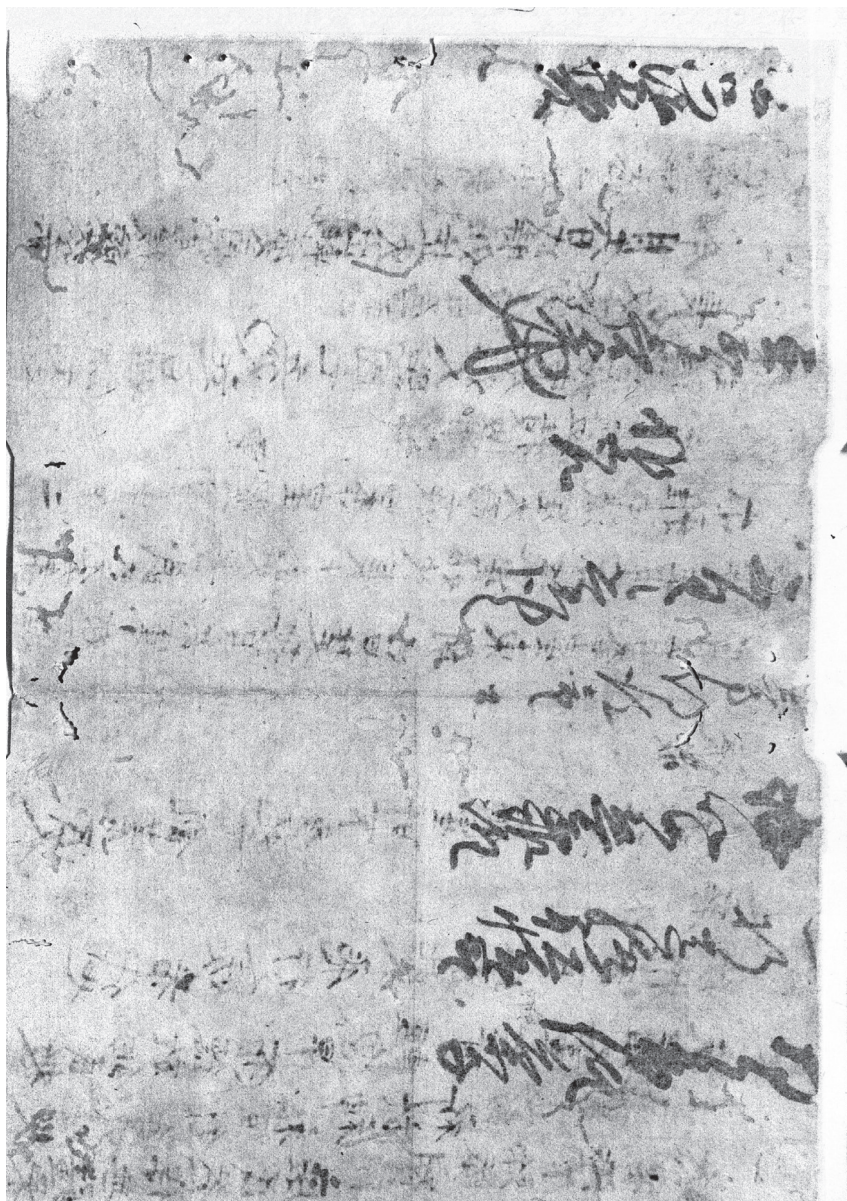
尚以依思召御音「信、忝存候、從五郎左」以書狀御礼被申候、「以上、如仰其以後者久」不申承、不断御床「敷存候刻、預御札」本望之至候、随而「長秀へ御狀并海鼠」被給之候、則披露「



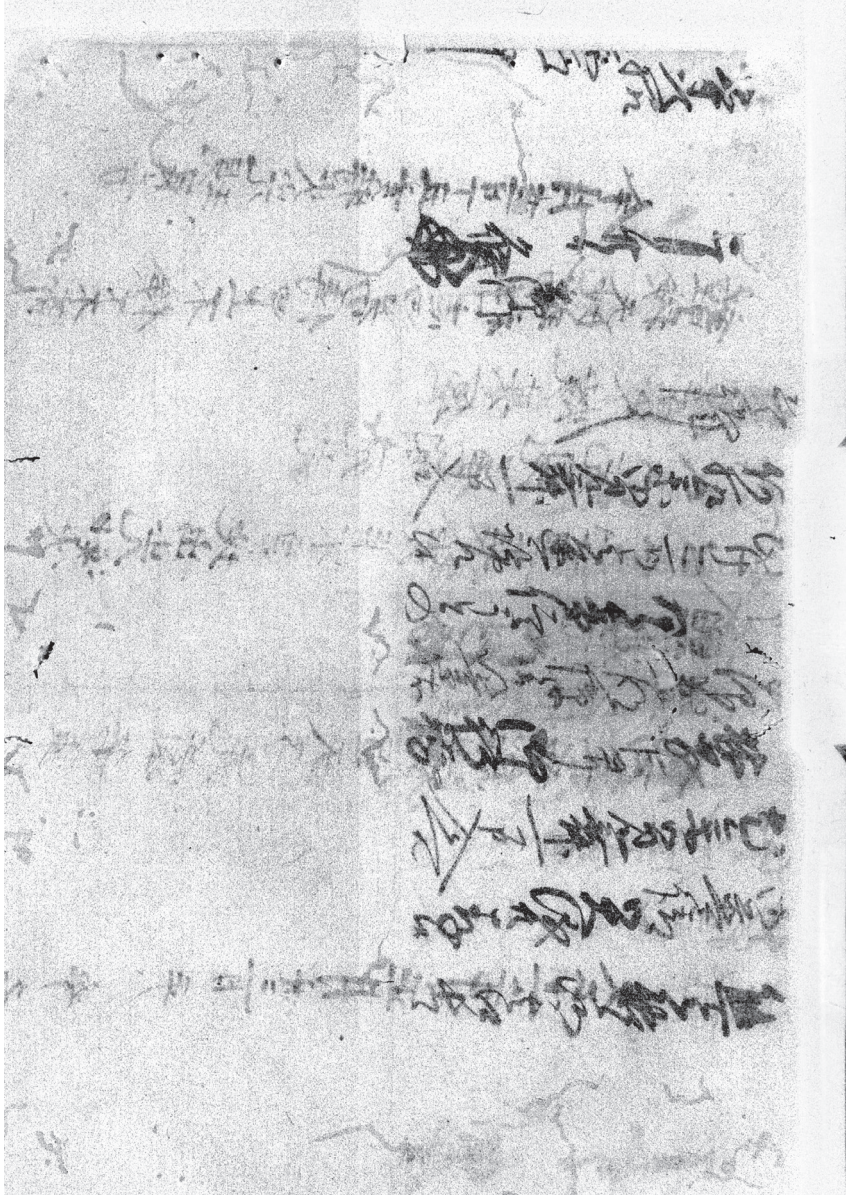




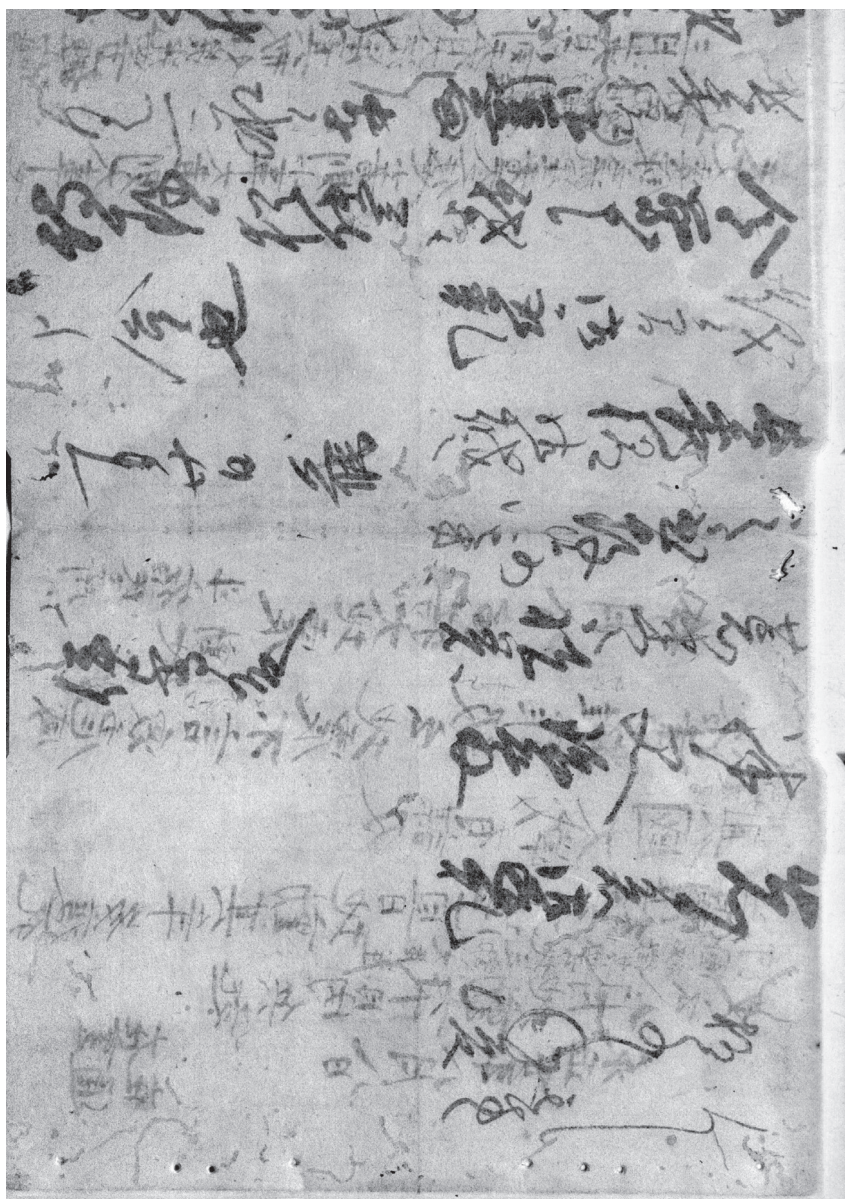
- (6) 天正十三年閏八月二十二日付秀吉判物（撰津太田文書）『大日本史料』第十一編之十九）。
- (7) 天正十三年九月一日付秀吉判物写（『蠹簡集残編』四『大日本史料』第十一編之二十）。
- (8) たとえば『言経卿記』文禄二年（一五九三）正月十四日条には、関白秀次が大津の家久の屋敷において、山科言経への扶  
持米を支給していたことが記されている。



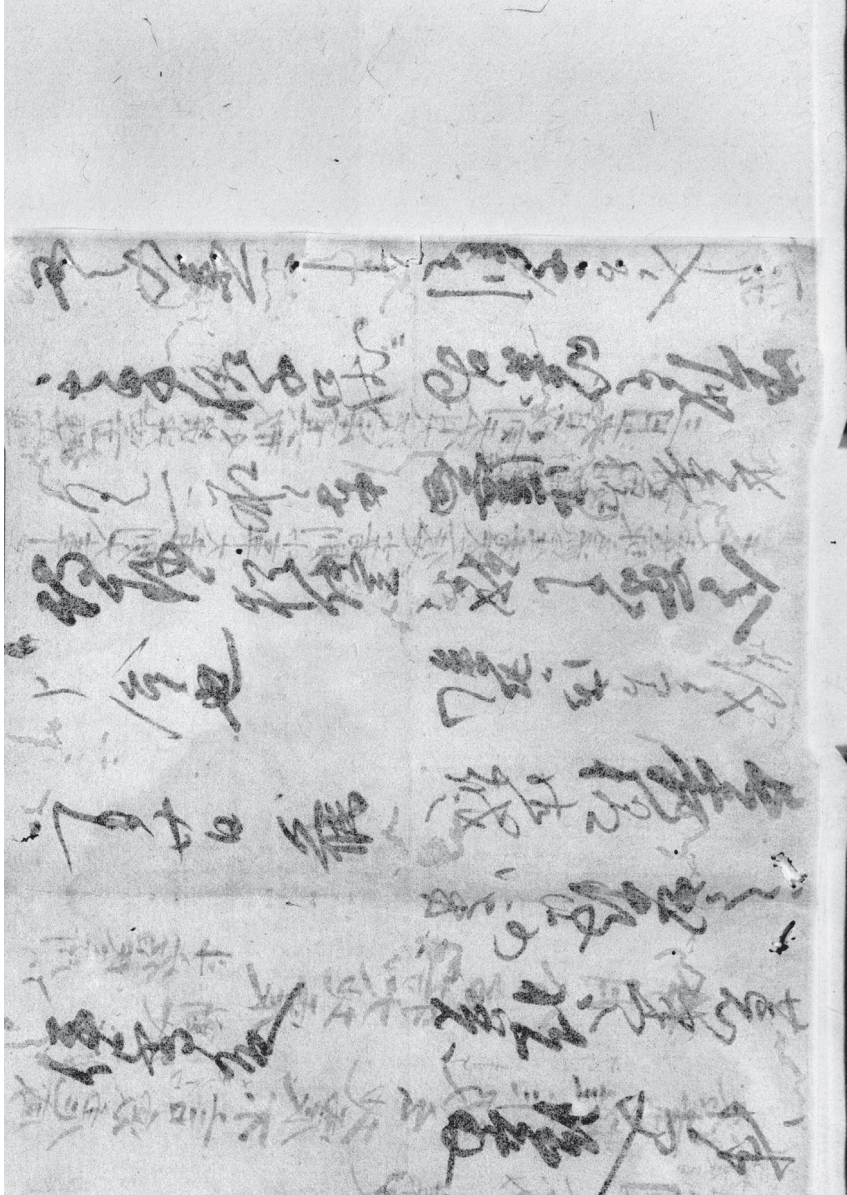
画像1 丹羽長秀書状



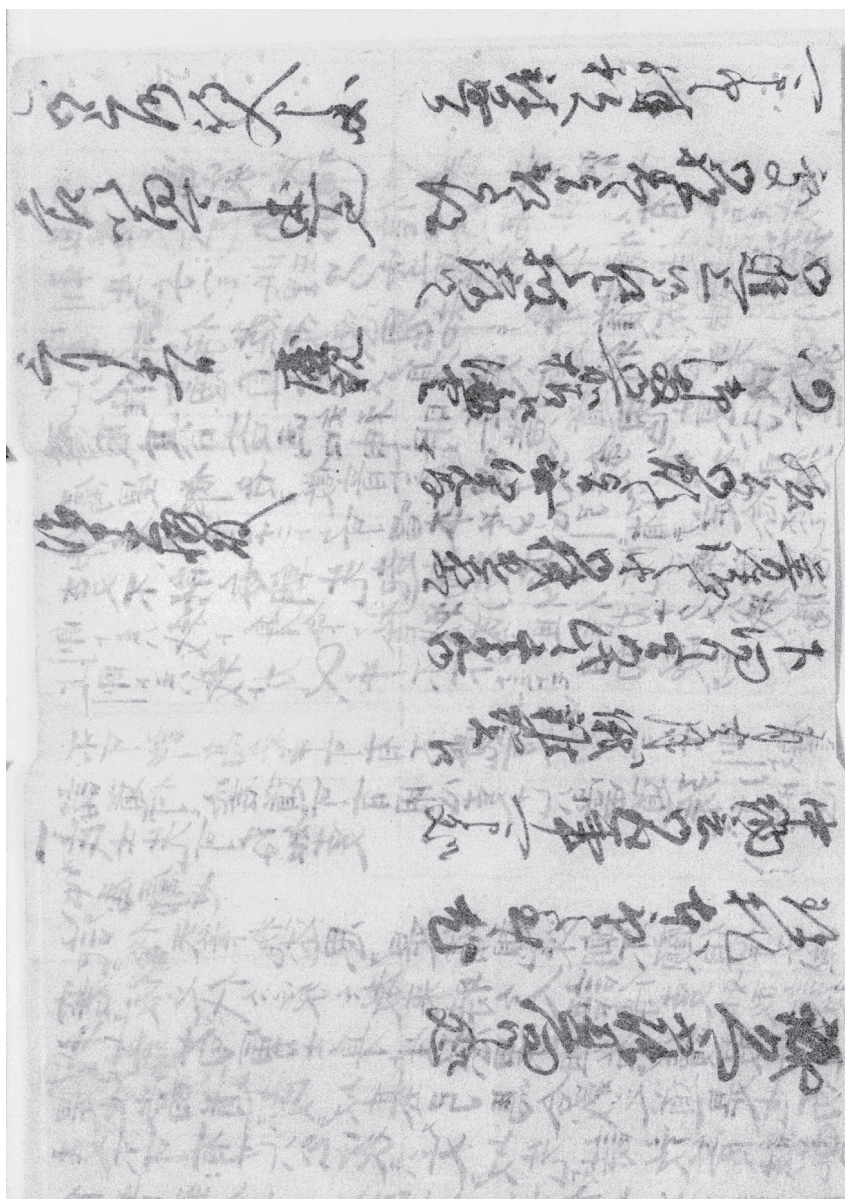
画像 2 土御門久脩書状



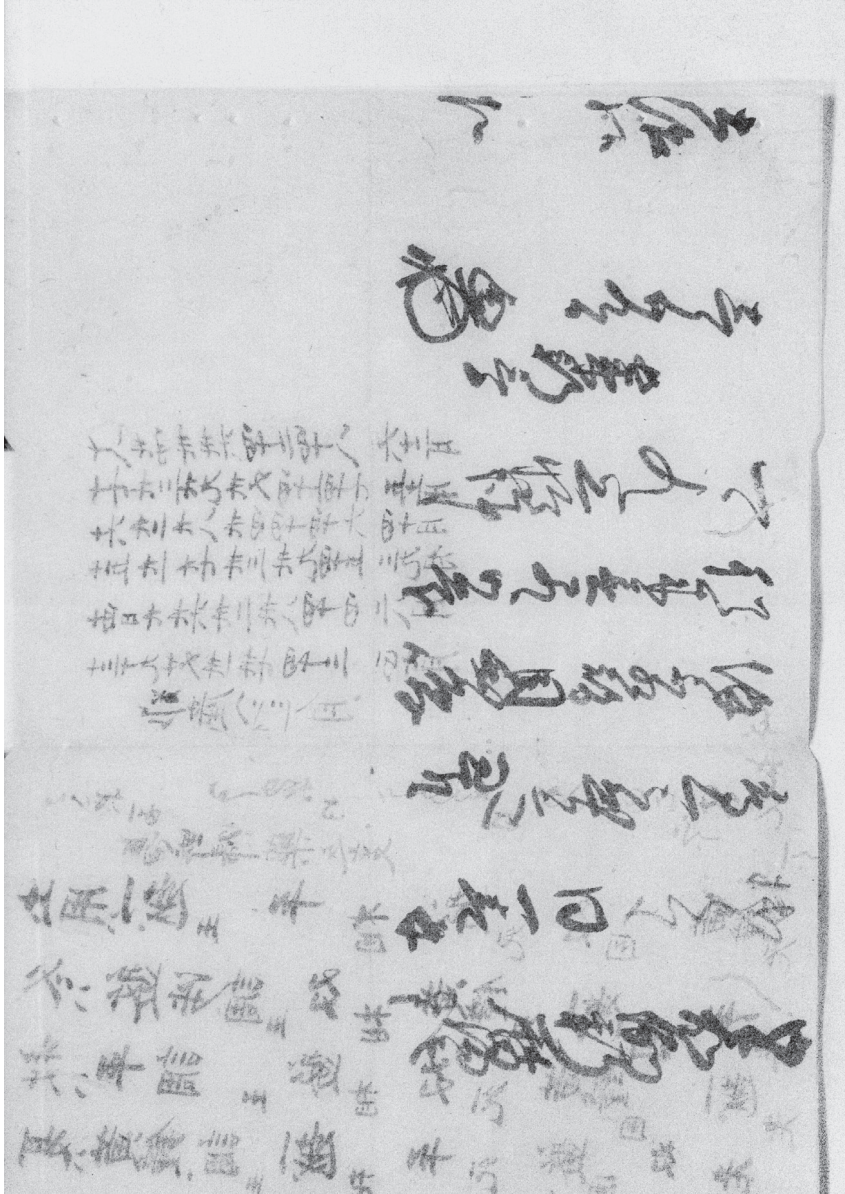
画像 3 土御門久脩書状①



画像 4 土御門久脩書状②

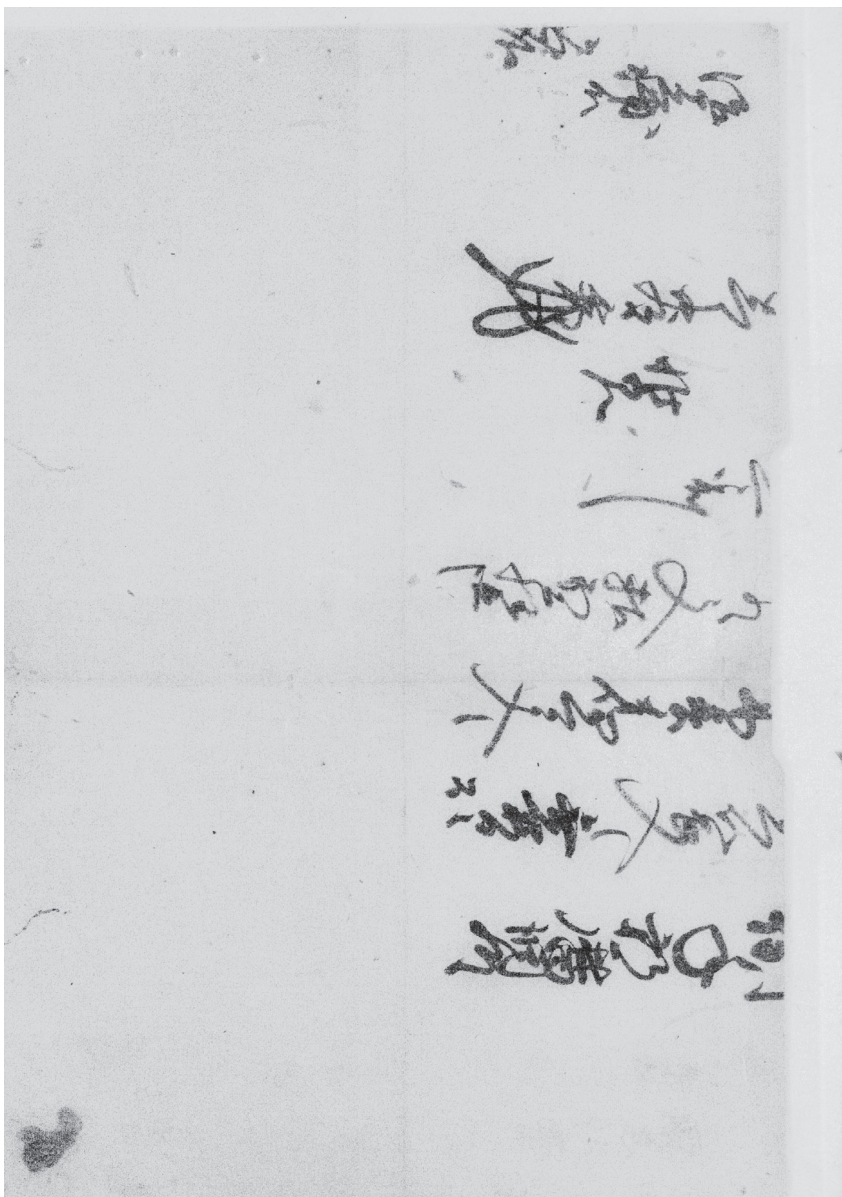


画像 5 中山慶親直書

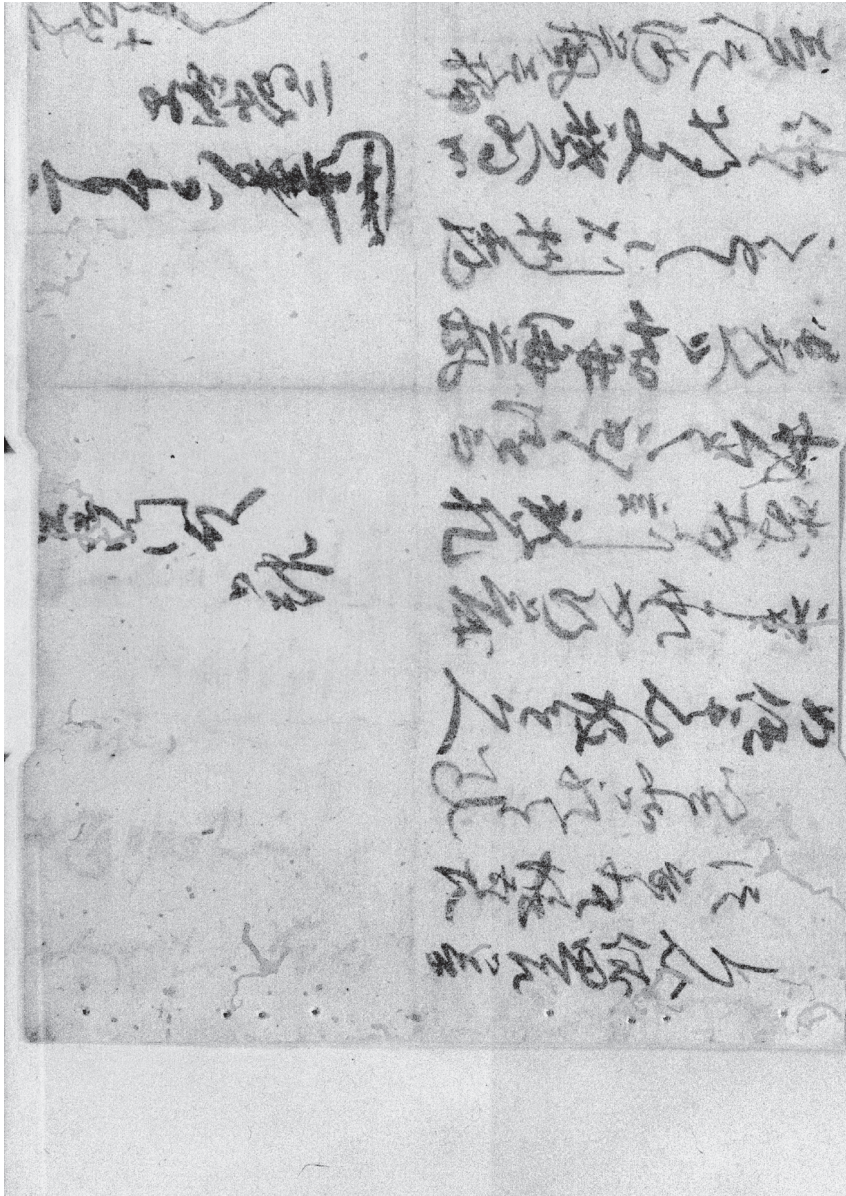


画像6 長束正家書状

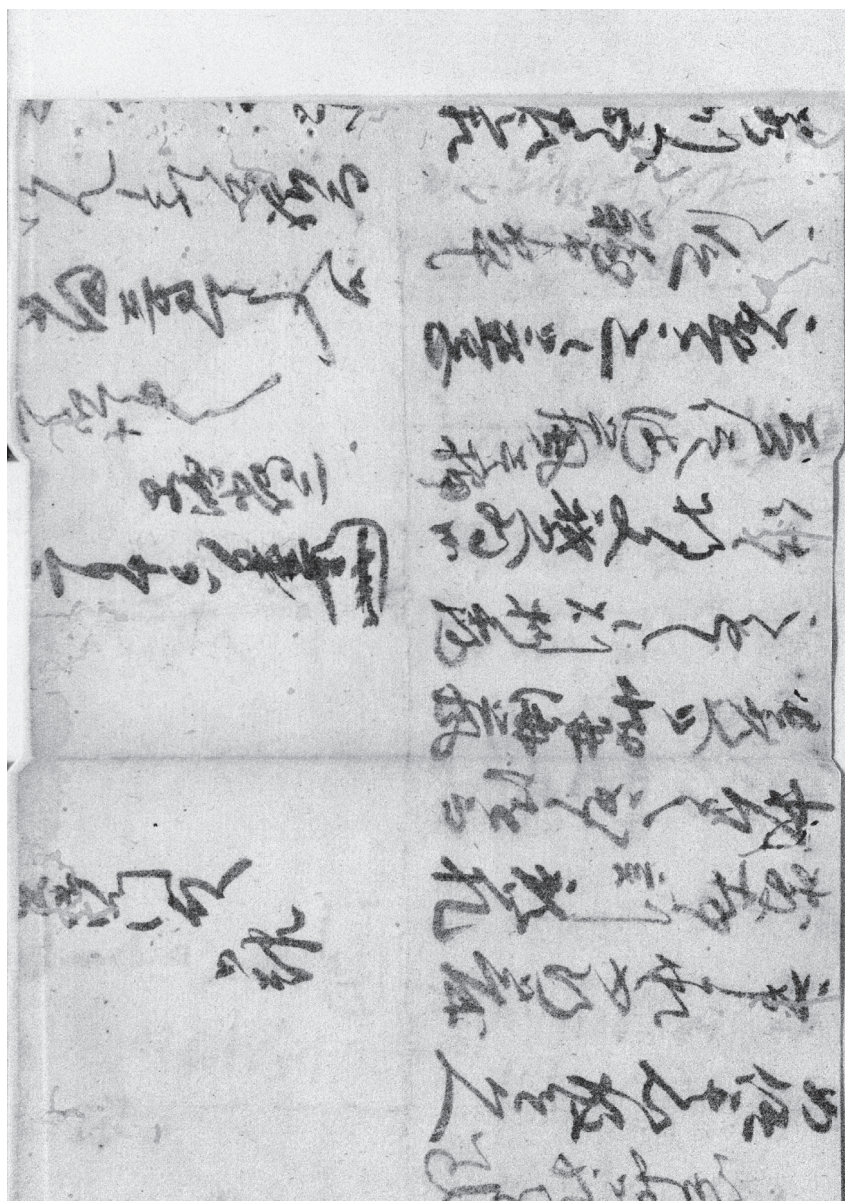




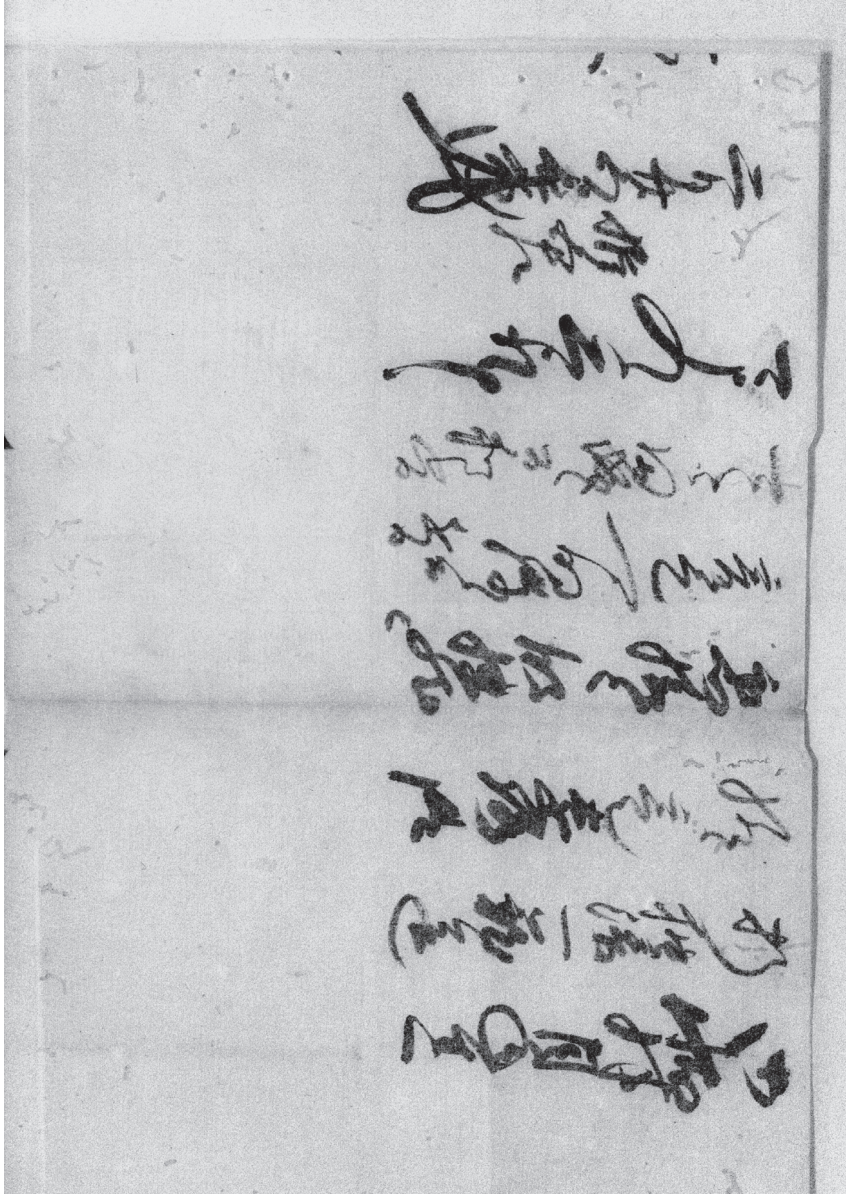
画像7 丹羽長秀書状



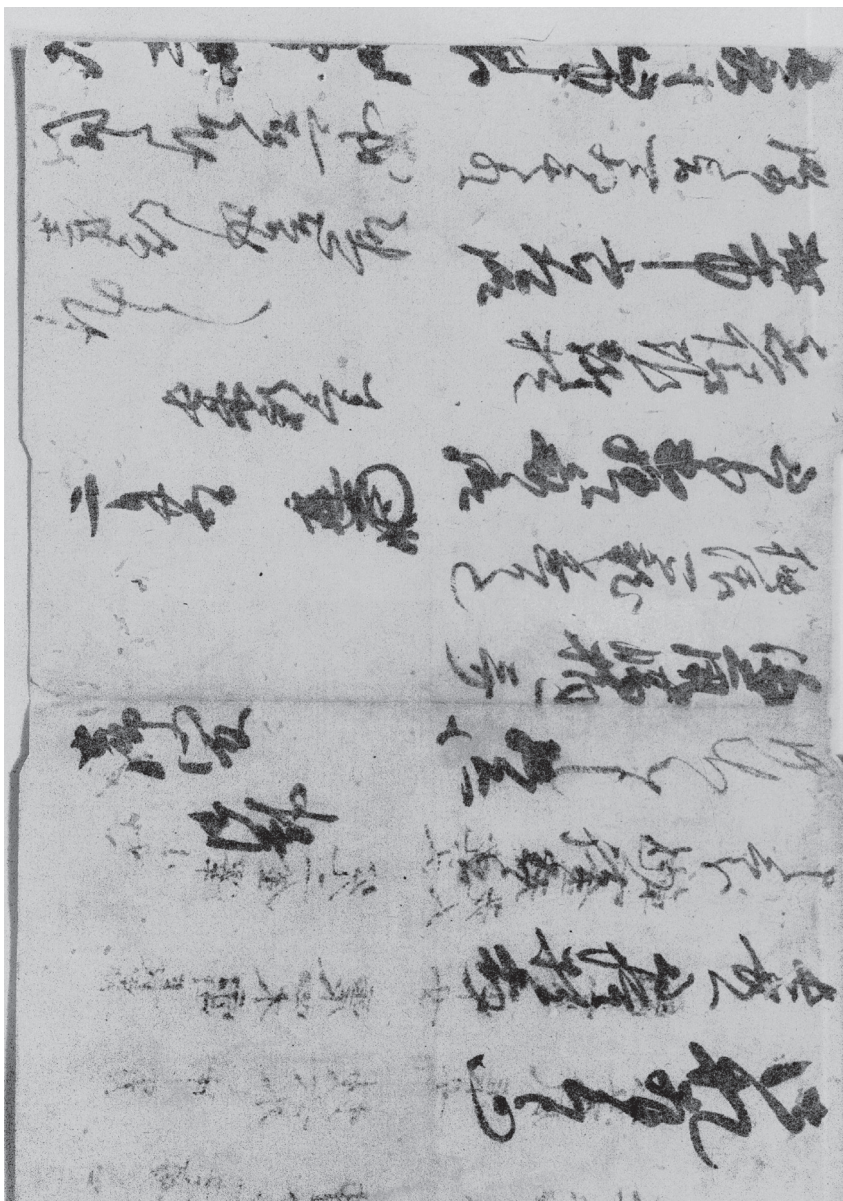
画像 8 早崎小伝次書状①



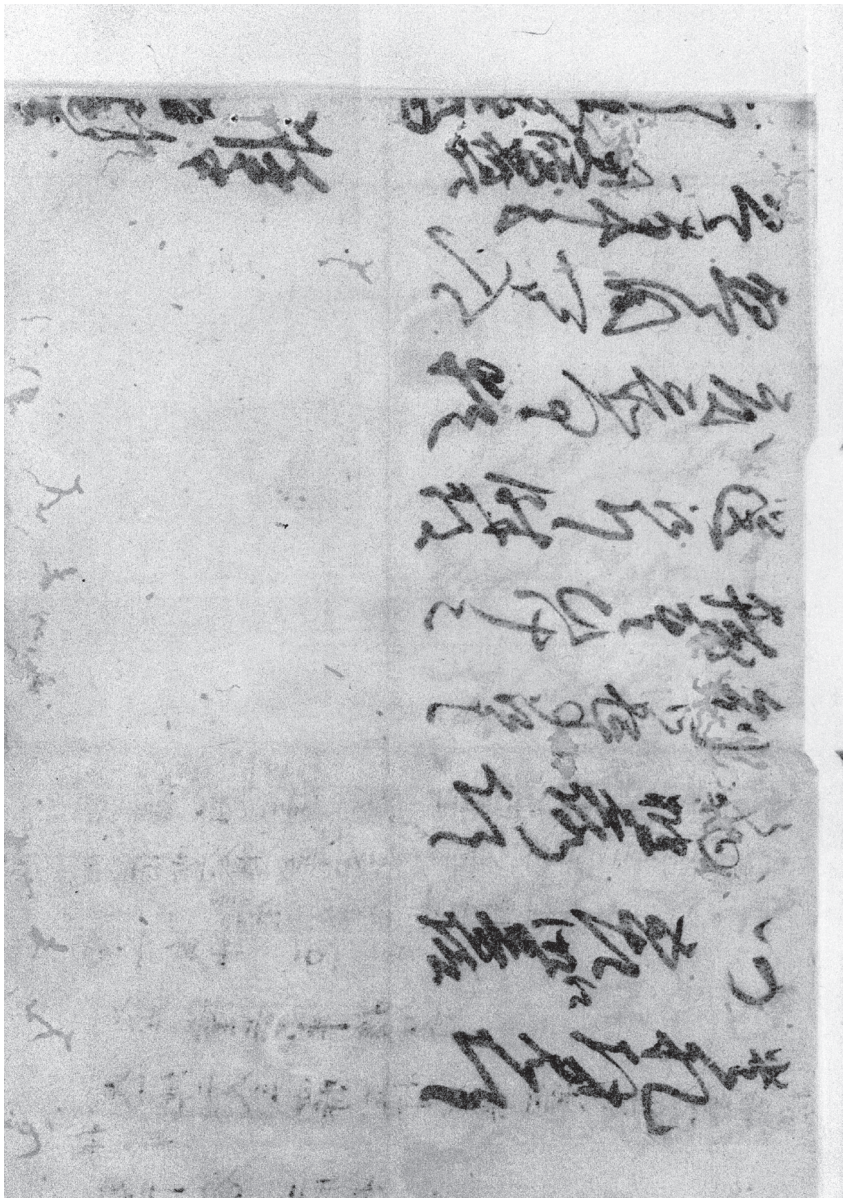
画像 9 早崎小伝次書状②



画像 10 丹羽長秀書状



画像 11 長束正家書状



画像 12 早崎小伝次書状